○関東地方整備局告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本整備局長において実施中の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	工事区間
四百六十四号	成田市北須賀字中外埜から同市船形字新埜まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
工事の種類	改築
工事完了の期日	平成二十五年五月三十一日

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野一八五五番一から同町入野一八二九番一まで	敷地の幅員	一四・三五～一七・五〇メートル
	延長	一五・〇〇～六七・五〇キロメートル
	別	〇・一〇九

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人宮崎県建築住宅センター

三(1) 名称の変更

変更前	財団法人宮崎県建築住宅センター
変更後	一般財団法人宮崎県建築住宅センター

(2) 変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1) 評価員の氏名の変更

変更前	小川　幸男
変更後	—

(2) 変更年月日

平成二十五年三月三十一日

五(1) 専任の管理者の氏名の変更

変更前	中山　道生
変更後	伊藤　信繁

(2) 変更年月日

平成二十五年四月一日

○九州地方整備局告示第百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人大分県建築住宅センター

三(1) 名称の変更

変更前	財団法人大分県建築住宅センター
変更後	一般財団法人大分県建築住宅センター

(2) 変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1) 専任の管理者の氏名の変更

変更前	衛藤　祐介
変更後	古野　睦

(2) 変更年月日

平成二十五年四月一日

○九州地方整備局告示第百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人福岡県建築住宅センター

三(1) 代表者の氏名の変更

変更前	三村　保始
変更後	河口　英生

(2) 変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1) 役員の氏名の変更

変更前	三村　保始、田辺　清喜、西村　敏幸
変更後	相浦　政士、乗松昭一郎、古門　康彦

(2) 変更年月日

平成二十五年四月一日

五(1) 評価員の氏名の変更

変更前	鑓水　陽介、柿原　次男
変更後	髙尾　茂、世良　美充

(2) 変更年月日

平成二十五年四月一日